

○畦畔用防草シート普及推進事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第162号

改正 令和5年6月22日告示第24号

令和6年6月19日告示第23号

令和7年3月31日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の草刈りに係る労力と経費を削減し、農地を保全するため、畦畔の防草を目的に設置する防草シートを購入した農業者に向けて支援を行う畦畔用防草シート普及推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる農地)

第2条 補助の対象となる農地は、申請年度の営農計画書に記載のある農地とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 勝山市農業再生協議会に申請年度の営農計画書を提出している農地の耕作者、所有者及び管理者いずれかの者
- (2) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、畦畔の防草を目的とした防草シート(以下「補助対象防草シート」という。)の購入に要した経費(市内で購入したものに限り。)とする。

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の額は、申請年度の営農計画書に記載のある農地面積の合計面積に応じて、補助対象防草シートの購入金額の3分の1以内の額（100円未満切捨て）で、限度額は次の表のとおりとする。ただし、交付回数は1補助対象者につき1会計年度当たり1回を限度とし、予算の範囲内で交付する。

農地合計面積	0～2.5反未満	2.5反～5反未満	5反～7.5反未満	7.5反～10反未満	10反以上
補助金上限額(一般農業者)	21,200円	42,400円	63,600円	84,800円	100,000円
補助金上限額(担い手)	63,600円	127,200円	190,800円	254,400円	300,000円

2 次に掲げる者の限度額は、前項の表の補助金上限額(担い手)の額とする。

- (1) 農業生産組織(農事組合法人、合同会社、合名会社、合資会社若しくは株式会社の農地所有的各法人又は集落営農組織をいう。)
- (2) 認定農業者等(認定農業者、認定新規就農者又は人・農地プランで地域の中心経営体として定めた農業者及び地域計画の目標地図で地域内の農業を担う者として位置付けられる農業者をいう。)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、畦畔用防草シート普及推進事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書」という。)に購入先の販売店等が発行する補助対象防草シートの購入金額が正確に確認できる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告の特例)

第7条 規則第9条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条及び前条の申請の内容が適正と判断したときは、交付を決定し、規則で定める補助金交付決定書により交付申請者に通知するものとし、適当と認めた数量について申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の決定の取消し等)

第9条 市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 購入した防草シートを畦畔の防草を目的に使用しなかったとき。
- (2) 規則又は補助要件等に違反したとき。
- (3) 事業等の施行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正の事実があると認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月22日告示第24号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年6月19日告示第23号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月31日告示第111号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。